第4部

計画推進に向けた区政運営



『えがおあふれる　いきいき墨田』

Ⅰ 持続可能な行財政運営

基本計画に掲げる政策・施策を着実に推進していくためには、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政運営と、安定した財政基盤の確立が不可欠です。限られた行政資源を効果的・効率的に活用し、質の高い区民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことをめざします。

Ⅰ 現状を取り巻く区政運営の課題

- 本区の総人口は転入超過によって増加傾向が続いていますが、2035（令和17）年頃から減少に転じると推計しています。推計では2025（令和7）年以降、年少人口は減少が続き、生産年齢人口は一時的に増加しますが、長期的には減少する見込みであり、他方で高齢者人口は増加していく見込みとなっています。
 人口減少社会では、労働力不足や経済の衰退、社会保障費の増加といった問題が深刻化し、社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定され、本区においても税収の減少や職員の人材確保といった問題が生じる可能性があることから、これらの変化を見据えた持続可能な行財政運営が求められます。
- 景気は雇用・所得環境の改善や政策効果により回復が期待される一方、物価上昇などが下振れ要因となり、依然として予断を許さない状況です。景気変動が区の歳入歳出環境に与える影響を慎重に見極めながら、中長期的な視点に立った安定的な行財政運営を進めていくことが求められています。
- 公共施設（建物）やインフラ施設にかかる「老朽化と更新時期の集中」、「管理にかかる財源の不足」、「区民ニーズの変化」といった諸課題について、区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを将来にわたり区民に提供し続けるため、長期的・経営的な視点に立ち、最適かつ持続可能な管理を実現していく必要があります。
- 社会構造の変化や価値観の多様化、技術革新を背景として行政ニーズは多岐にわたり、これまで以上に柔軟で効率的な対応が求められています。また、行政のみでは対応が難しい課題も増加しており、地域団体、企業、大学、NPOなど多様な主体との連携・協働を通じた新たな対応力の強化が必要となっています。
- 自然災害や感染症などの不測の事態に対しても、行政には迅速かつ的確に対応することが求められます。そのため、非常時に即応できる強固な財政基盤の確立や、平時から機動的に動ける組織体制の整備など、行政として継続的に安全・安心を確保できる体制づくりが必要です。
- 生成AIの普及をはじめ、デジタル技術の革新が急速に進むなか、行政にも業務効率化やサービス向上に向けた活用が求められています。データ利活用の強化、業務プロセスの見直し、職員のデジタルスキル向上など、技術革新の流れを行政運営に的確に取り入れるための体制整備が課題となっています。

Ⅱ 持続可能な行財政運営に向けた取り組み

1 安定的な行財政基盤の構築

▪ 財政の健全性確保

歳入確保の徹底により、安定した歳入基盤の整備を進めます。また、原則すべての事務事業に対し行政評価を行い、徹底した再編整理を行うとともに、「選択と集中」の考え方に基づき、必要性や効果が高い施策に予算を集中させることで予算配分の適正化を図ります。さらに、持続可能性及び公共サービスの公平性確保の観点から受益者負担の適正化を進め、財政の健全性確保に努めます。また、債券等を活用した積立基金の積極運用に取り組み、運用計画やその手法等についても、随時情報発信していきます。

▪ ファシリティマネジメントの推進

「墨田区公共施設等総合管理計画」をはじめとした公共施設等にかかる各種計画を着実に進め、「人」、「施設」、「コスト」の観点から総合的にマネジメントすることで、安心・快適に利用できる公共施設（建物）やインフラ施設を将来にわたって実現していきます。

▪ デジタル基盤の整備・適正化

各分野におけるデジタル化を持続的に推進していくため、適正なシステム評価の実施やセキュリティポリシーの改定等により、ICTガバナンスの体制を確立します。また、システムの共通化や標準化、クラウド移行に対応し、庁内共通基盤の強化を進めることで、安全・安心なシステムによる職員の業務効率化と区民サービスの質の向上に向けて、持続可能なデジタル基盤の構築を図ります。

2 多様な連携による地域力の強化

▪ 多様な主体との連携

行政ニーズの多様化・複雑化に対応するため、大学や民間団体など多様な主体との連携を深め、専門的知見や技術を活用して地域課題の解決に向けて一体となって取り組んでいきます。各主体が持つ知見やアイデアを活用することで、多様な視点からの政策形成を行うとともに、職員や地域の担い手を育成します。さらに、新たな地域資源の発掘・創出を通じて、幅広い分野で持続可能な連携体制を構築していきます。

▪ 区民等との協働

行政だけでは対応が難しい地域課題に向きあうため、「人と人がつながり、多様な主体が地域で課題を解決していく力」である「すみだの地域力」を高めていきます。「墨田区地域力育成・支援計画」を推進し、区民が主体的に行動し協力しながら課題解決に取り組む文化を育むとともに、地域活動の担い手が活躍できる環境を整えます。また、交流や協働の場やしくみを充実させ、地域力の向上をめざします。

▪ シティプロモーションの推進

区民等や区の情報受発信の活発化を通じ、シビックプライドとスタッフプライドを育み、地域全体のコミュニケーション基盤を強化することで、まちの魅力の伝えあいやつながりを創出し、すみだの地域力向上とさまざまな地域課題の解決を図ります。

3 行財政運営を支える職員力の強化

▪ 職員の確保・育成・活躍の推進

「墨田区総合的人事戦略」を推進し、人材の確保・育成・活躍・維持の循環を生みだすことで、「自ら挑戦し続け、仲間とともにすみだの未来を創る職員」を育成し、持続的で質の高い行政サービスを提供できる体制を構築します。人材確保、研修や民間派遣による人材育成、柔軟な働き方や仕事と生活の両立支援、健康管理の戦略的な実施と福利厚生の充実等により、職員が能力を最大限発揮できる環境を整えます。

▪ 機動的・効率的な組織体制の整備

業務量に応じた適切な職員配置を行い、限られた人的資源を最大限に活用するとともに、一人ひとりの職員が能力を存分に発揮し、課題解決に邁進できるよう、効率的・効果的な組織体制を整備します。さらに、組織の枠を超えた横断的な連携を図り、複雑化する行政課題に的確に対応していきます。

▪ DX推進体制の構築

「墨田区総合的人事戦略」に基づき、全庁職員のデジタルリテラシー向上を図り、職層や役割に応じた段階的な人材育成体系を整え、区の業務改革を推進していきます。全職員が日常業務でデジタルツールを適切に活用するとともに、デジタル人材を中心に現場主導の業務プロセス改革等に取り組みます。

4 行政資源活用の最適化

▪ 区民が主役の窓口の推進

国の「自治体フロントヤード改革」を踏まえ、マイナンバー制度やデジタルツールを活用した「新しい窓口サービスのあり方」を推進します。自宅から手続きできる“来なくていい窓口”と、“書かなくていい・待たなくていい窓口”を実現し、区民・職員の身体的・時間的な負担を軽減します。また、オンライン手続の拡大や事前予約の定着、手続きのワンストップ・ワンスオンリー化を進めるとともに、対面では区民一人ひとりの事情にきめ細やかに対応する、「区民が主役の窓口」への転換を図ります。

▪ 業務改革の推進

行政が実施すべき業務と民間委託や指定管理者制度などを活用すべき業務を整理し、区民サービスを持続的に向上する体制を整えます。条例・規則・要綱等のアナログ規制の見直しを通じ、デジタルツール活用などを進めることで、全庁的に業務を継続的に改善するしくみを定着させ、デジタル原則を推進していきます。こうした業務プロセス改革により、区民ニーズに迅速・的確に応えるとともに、職員の負担軽減と働きやすい環境づくりにつなげていきます。

▪ データ利活用

限られた行政資源を効率的に活用し、求められる成果を達成するため、データ活用を推進します。エビデンスに基づく政策形成（EBPM）を進め、政策立案から評価までデジタルツールを活用した高度な分析を推進していきます。また、主要な公共データの標準化と部署間で円滑な連携・活用ができる環境を整えるとともに、保有データの公開と更新を進めていきます。

Ⅱ 公共施設等整備の考え方

Ⅰ 公共施設等マネジメントの推進

「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを将来にわたり提供し続けるため、区民の貴重な資産である公共施設等を効果的・効率的に活用し、その費用対効果の最大化を図るなど、公共施設等マネジメントの取り組みを着実に進めていきます。

◆ 公共施設等の総合的・計画的な管理にかかる基本的な方針

今後、区は、以下の柱となる3つの基本方針に基づき、公共施設等の適正な維持管理を図っていきます。

〈基本方針1〉「人」

誰もが安心して快適に利用できる質の高い施設サービスの実現

【目指す将来像】

多様な区民ニーズに対応した機能や規模を確保し、誰もが安心して快適に利用できる施設環境が整備されています。さらに、データの活用や官民連携による効率的な管理運営が推進され、質の高いサービスを安定的に提供しています。

〈基本方針2〉「施設」

計画的な施設保全による環境にやさしく安全性の高い施設運営の実現

【目指す将来像】

定期的な点検・診断や予防保全型の修繕を実施し、施設の長寿命化と維持管理の効率化が図られています。併せて、環境性能の向上や防災機能の強化が進み、人と環境にやさしく安全性の高い施設運営を実現しています。

〈基本方針3〉「コスト」

民間活力等を活用した持続可能な行財政運営の実現

【目指す将来像】

施設コストの見える化や施設データの一元化が進められるとともに、民間活力の活用による整備・運営の効率化や未利用施設、基金等の有効活用が推進され、持続可能な行財政運営を実現しています。

◆ 統合・廃止等の推進方針

施設の老朽化状況や利用実態、維持管理コスト、将来人口や行政需要の見通しなどを総合的に勘案し、機能の重複が見られる施設や、利用率の低下が著しい施設については、統合・集約化を検討します。また、役割を終えた施設や将来需要が低下している施設については、廃止、機能転換及び敷地の活用を検討するなど、施設保有総量の適正化と財政負担の平準化を図り、持続可能な施設運営の実現に努めます。

なお、統合・廃止等にあたっては、利用者の利便性や地域コミュニティへの影響等に十分に配慮するとともに、

代替機能等の確保に留意しつつ、地域や利用者の理解を得るよう努めながら、丁寧に進めていきます。

◆更新等の実施方針

〈公共施設（建物）〉

新たな行政需要への対応や施設の更新（建替え）の検討にあたっては、「施設機能の優先度」、「建物の性能・劣化状況」、「民間活力の活用可能性」等の観点から、総合的に判断します。その際、用途としての役割を終えた既存施設の有効活用や民間建物等の活用も含め、既存ストックの活用を基本とします。

これらの検討を踏まえ、施設の更新（建替え）や新設が必要であると判断した場合には、求められる機能やコンセプトを明確化したうえで、民間活力の活用可能性を含めた整備手法の比較検証を行います。さらに、こうした機会を捉え、複合化・多機能化をはじめ、近隣施設等の再編にも取り組みます。

また、将来の行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応できる、可変性の高い持続可能な施設整備を推進します。

なお、施設整備にあたっては、地域特性や地域コミュニティへの影響を十分に考慮するとともに、区民や利用者への丁寧な情報提供と意見交換を行いながら、段階的かつ計画的に進めます。

〈インフラ施設〉

インフラ施設については、その性質上、公共施設のような再編等は困難であり、将来にわたり継続的な機能維持が求められます。このため、区民生活や都市活動を支える基盤としての役割を踏まえ、今後の区民ニーズや社会情勢の変化、財政状況等を総合的に勘案しながら、計画的な維持管理及び必要な整備を行っていくことが重要です。

また、長期的な視点に立ち、ライフ・サイクル・コストを意識した維持管理や更新を行うことで、修繕費・更新費の平準化を図り、将来的な財政負担の軽減につなげていきます。あわせて、限られた財源を有効に活用するため、効率的かつ合理的な維持管理手法についても検討し、持続可能なインフラ施設の維持・運営をめざしていきます。

II 学校跡地等の活用方針と活用策

1 活用方針

学校等の区施設跡地は、区内に残された貴重な空間であることから、以下の主要な課題解決のために活用します。

《主要な課題》

① まちづくり事業の推進
② 防災対策の推進
③ 子育て支援策の推進（待機児童解消、緑豊かな公園等の住環境づくり等）
④ 高齢者、障害者施策の充実（入所施設整備の支援等）

⑤ 地域医療連携の推進
⑥ 生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の充実
⑦ 区民ボランティアの活動促進等
⑧ 産業振興の推進

現時点で活用予定のない区施設跡地や、今後移転や廃止等により用途廃止される区施設等で、区として有効な活用策がないものは、売却や貸付等についても検討します。ただし、売却・貸付にあたっては、主要な課題解決につながる活用、かつ、当該跡地が地域のまちづくりに寄与するものに限定します。

都有地や都施設跡地についても、地域の活性化や区政の課題解決のための活用が求められていることから、区として当該用地の具体的な活用策を検討し、東京都の活用用途を確認しながら、用地の譲渡や地域要望に沿った活用を働きかけていきます。

また、公共施設等の大規模修繕や建替えに伴う一時移転のための敷地として、敷地面積や道路状況などの周辺環境を考慮したうえで、一定数の敷地を確保する必要があることから、区有地以外の都有地等の活用も含めて検討していきます。なお、当該敷地については、一時移転先として使用していない期間の活用についても併せて検討していきます。

2 主な区有地(施設)の活用策

▪ 主な区有地(施設)の活用策一覧

区有地(施設)の名称	活用策
旧隅田小学校	鉄道立体化及び鐘ヶ淵地区まちづくり事業用地
旧文花小学校	文花テニスコート、文花児童館移転用地
旧立花中学校	特別養護老人ホーム、病院用地
旧向島中学校	体育館(既存建物)、公園整備用地
亀沢二丁目公有地(亀沢二丁目暫定広場、外手児童館学童クラブ分室)	区民活動(ボランティアなど)に資する用地
旧ひきふね保育園	重度障害者(身体)グループホーム、医師会館用地
旧八広児童館	知的障害者の通所事業所用地
旧本所保健センター	東駒形保育園等複合施設用地
旧木下川小学校(南側)	利活用検討用地
旧すみだ清掃事務所亀沢事業所	
旧向島保健センター	
特別養護老人ホーム(たちばなホーム、はなみずきホーム) ※1	
文花保育園 ※2	

※1　旧立花中学校跡地に整備中の特別養護老人ホームに機能移転後、施設を廃止予定。
※2　公私連携制度導入により保育園を移転後、施設を廃止予定。

Ⅲ 主要な公共施設等整備事業

本計画の期間中に実現をめざす施設整備や都市基盤整備事業のうち、複数年度にわたり多額の財源が必要となるものを「主要な公共施設等整備事業」として事業指定しています。

なお、民間事業者による高齢者入所施設等の整備に対する補助事業やPPP※を活用する事業についても、本事業に位置づけています。

※PPP(Public Private Partnership):行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと

■ 主要な公共施設等整備事業

(単位:百万円)

基本目標	政策名	事業名	金額		
			前期	後期	合計
豊かな感性が磨かれる	多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち	すみだトリフォニーホール大規模改修事業	8,988	105	9,093
		(仮称)第二体育館整備事業	9	6,375	6,384
	小計	2事業	8,997	6,480	15,477
あたたかいおせっかいがめぐる	つながりで地域のしあわせを育むまち	亀沢二丁目公有地再整備事業		※1	
		高齢者入所施設整備支援事業※2	1,906	2,167	4,073
		障害者グループホーム等整備支援事業	113	410	523
	こどもの可能性が広がるまち	東駒形保育園等複合施設整備事業	3,168	0	3,168
		公立保育園改築・改修事業	1,390	0	1,390
		文花児童館等再整備事業	1,513	0	1,513
		児童館魅力アップ事業	2,242	3,294	5,536
		学校改築・改修事業	16,282	28,511	44,793
	小計	8事業	26,614	34,382	60,996
安全で心地よい暮らしがある	日常に心地よさを感じられるまち	まちが輝く公園づくり事業	2,409	874	3,283
		隅田公園再整備事業	590	0	590
		東向島北公園再整備事業	829	0	829
		江東内部河川憩い空間創出事業	738	233	971
		公園等公衆トイレ整備事業	342	340	682
	安全と楽しさが両立するまち	東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業	18,264	0	18,264
		押上・とうきょうスカイツリー駅周辺まちづくり事業	6,455	8,245	14,700
		曳舟駅周辺まちづくり事業	9,543	11,654	21,197

(単位:百万円)

基本目標	政策名	事業名	金額		
			前期	後期	合計
安全で心地よい暮らしがある	安全と楽しさが両立するまち	錦糸町駅周辺まちづくり事業	408	3,714	4,122
		隅田川沿川地区まちづくり推進事業	2,544	0	2,544
		鐘ヶ淵地区まちづくり事業	2,126	1,105	3,231
		京島地区・北部中央地区まちづくり事業	1,208	883	2,091
		道路バリアフリー等整備事業	1,255	540	1,795
		無電柱化整備事業	655	1,002	1,657
		橋梁の架替・撤去事業	3,838	2,370	6,208
	小計	15事業	51,204	30,960	82,164
	合計	25事業	86,815	71,822	158,637

※1　整備はPPPの活用を予定しています。
※2　特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム。

III 財政計画

I 財政計画の基本的な考え方

財政計画は、基本計画の目標達成に向けて、各種施策を着実に推進するため、中長期的な展望に基づく財政面の羅針盤となるものです。

区財政は、納税義務者数の増加などにより、基幹的収入である特別区民税や特別区交付金の増収傾向が続き、歳入状況は堅調に推移しています。

しかし、わが国の景気の先行きは、物価上昇などが下振れ要因となり、依然として不透明な状況です。さらに、特別区においては、税源偏在是正として国が進める税制改正の影響も懸念されるなど、区財政を取り巻く環境の見通しは予断を許さない状況です。

こうした状況下においても、多様な行政需要に的確に対応していくためには、財政基盤をより強化し、一層の財政健全化を推進していくことが重要です。

本計画では、区財政の健全性を確保しつつ、各種施策の財政面における裏づけとなるよう、次の点を踏まえ、基本計画期間中(2026(令和8)年度～2035(令和17)年度)の財政収支を推計しました。

II 財政収支の推計

本計画の人口推計に基づく変動要因と、制度改正や特殊要因による歳入・歳出の一時的な増減を除き、過去の実績をもとにその推移を勘案し推計しています。

なお、社会状況の変化等に伴い、推計値と実績に乖離が生じる可能性があるため、基本計画の見直しにあわせて、本計画の分析を行い、改めて財政収支を推計することとします。

歳　入	
特別区税	人口推計に基づく納税義務者数の増や区民所得の変動、ふるさと納税による寄附金税額控除や税制改正の影響、過去の実績に基づき推計。
特別区交付金	現行の特別区への配分割合を前提として、過去の実績に基づき推計。
国・都支出金	現行制度を前提として過去の実績に基づき推計。主要な公共施設等整備事業については、その実施により見込まれる収入をもとに推計。
特別区債	主要な公共施設等整備事業を中心に「基金、特別区債の活用等」(P168参照)の考え方を基本として、将来の区財政における公債費負担を考慮しつつ、後年度にわたる区民の負担の公平性と財源確保の観点から活用。
繰入金	「基金、特別区債の活用等」(P168参照)の考え方を基本として、過去の実績に基づき活用。
その他	科目ごとに過去の実績に基づき推計。

歳　出	
人件費	「墨田区定員管理計画」に基づく職員数や定年退職予定者数を見込みつつ、過去の実績に基づき推計。
扶助費	過去の実績に基づき推計。
公債費	特別区債の既発行分、主要な公共施設等整備事業の実施による新規発行分の元利償還額、満期一括償還方式に対応した減債基金への積立分などを見込んで推計。
投資的経費	主要な公共施設等整備事業のほか、公共施設（建物）や道路整備等の経常的に実施する投資的事業、「墨田区公共施設等総合管理計画」における予防保全にかかる経費等を見込んで推計。
一般行政経費等	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年1月）等を踏まえた物価上昇率、計画期間中における新たな行政需要の増大等を見込みつつ、過去の実績に基づき推計。

■ 財政収支の想定

（単位:百万円）

			前期（令和8年度～12年度）		後期（令和13年度～17年度）		合計	
			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入	一般財源		499,675	60.0%	557,510	64.3%	1,057,185	62.2%
	内訳	特別区税	177,667	21.3%	196,868	22.7%	374,535	22.0%
		特別区交付金	258,036	31.0%	296,244	34.2%	554,280	32.6%
		その他	63,972	7.7%	64,398	7.4%	128,370	7.6%
	特定財源		333,462	40.0%	309,181	35.7%	642,643	37.8%
	内訳	国・都支出金	231,690	27.8%	215,544	24.9%	447,234	26.3%
		特別区債	26,324	3.2%	34,880	4.0%	61,204	3.6%
		その他	75,448	9.0%	58,757	6.8%	134,205	7.9%
	合計		833,137	100%	866,691	100%	1,699,828	100%
歳出	義務的経費		376,303	45.2%	413,212	47.7%	789,515	46.4%
	内訳	人件費	120,269	14.4%	140,566	16.2%	260,835	15.3%
		扶助費	237,905	28.6%	250,040	28.9%	487,945	28.7%
		公債費	18,129	2.2%	22,606	2.6%	40,735	2.4%
	投資的経費		138,018	16.6%	108,629	12.5%	246,647	14.5%
		主要な公共施設等整備事業	86,815	10.4%	71,822	8.3%	158,637	9.3%
	一般行政経費等		318,816	38.2%	344,850	39.8%	663,666	39.1%
	合計		833,137	100%	866,691	100%	1,699,828	100%

◆ 基金、特別区債の活用等

① 基金

(1) 財政調整基金

財政調整基金は、大規模災害等への緊急的対応や、経済事情の変動により財源不足が生じた場合に備える必要があるため、原則、計画期間の各会計年度の財政調整基金残高として、本区の標準財政規模※1の30%程度を維持しながら活用します。

なお、地方財政法に基づき、各会計年度における決算剰余金の2分の1以上の金額は、財政調整基金又は減債基金に積み立てることとします。

※1　標準財政規模とは
各自治体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源（特別区税、特別区交付金、地方譲与税等）の規模を示すもの。

(2) 公共施設等整備基金

公共施設等整備基金は、主要な公共施設等整備事業（都市計画交付金対象事業を除く。）について、原則、図1の財源充当モデルで定める割合に応じて活用します。

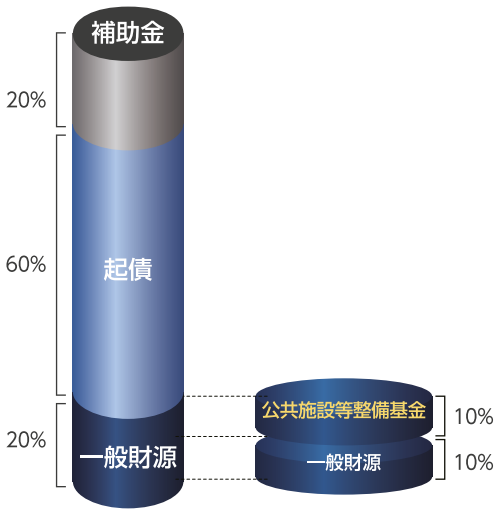
なお、計画期間以降の将来的な公共施設の更新等に備える必要があるため、原則、「墨田区公共施設等総合管理計画」において試算した今後40年間の修繕費及び更新費の将来経費のうち、10年分に相当する約1,600億円の10%程度を最低限度として確保できるよう積み立てることとします。

② 特別区債

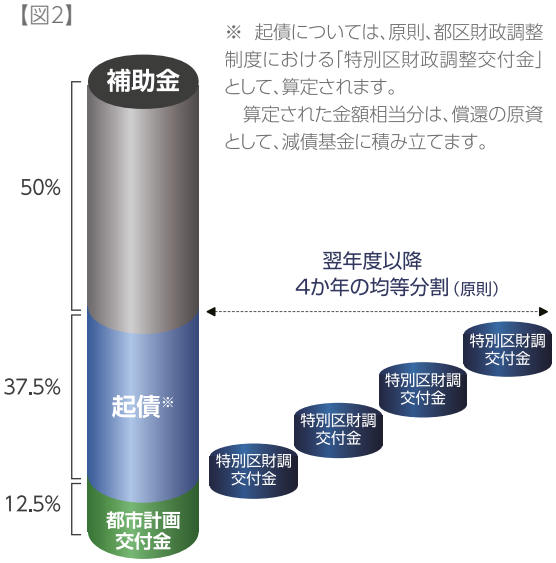
特別区債は、将来の利子負担にも配慮した持続可能な財政運営のため、原則、主要な公共施設等整備事業（都市計画交付金対象事業を除く。）については図1、都市計画交付金対象事業については図2の財源充当モデルで定める割合に応じて、計画期間における各会計年度の公債費負担比率※2の5%を上限として活用します。

※2　公債費負担比率とは
公債費（地方債の元利償還に要する経費）に充当された一般財源が、一般財源総額に占める割合のこと。
財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

【図1】



【図2】



Ⅳ 基本計画とSDGs

Ⅰ 持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインディケーターで構成されています。地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）社会の実現をめざし、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。



Ⅱ 基本計画とSDGs

SDGsは世界規模で達成をめざす目標ですが、その達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねが重要です。

本区は2021（令和3）年度に、SDGsの達成に向けて優れた取り組みを行う都市として「SDGs未来都市」に選定され、「墨田区SDGs未来都市計画」に基づき、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

基本計画においても、施策とSDGsの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進することで、SDGsの達成につなげていきます。

■ 墨田区基本計画における施策とSDGsのゴールとの関係

	施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1	企業の社会経済環境への対応力向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する								●	●								
1-2	伝統と革新、魅力ある商業空間が共存する未来へ続く産業のまちをつくる								●	●			●					●
2-1	区内の観光資源やさまざまな活動を連携させ、受容性に富んだまちをつくる								●	●								●
2-2	すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる								●	●								●
3-1	郷土の歴史・文化を継承し、文化・芸術の力で地域をつなぎ、未来をつくる				●							●						●
3-2	誰もがスポーツに親しむための環境を整備する			●	●						●							●
3-3	生涯にわたり学びができる場を提供し、学習の成果を活かすしくみをつくる				●													●
4-1	地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る	●		●							●							
4-2	高齢者が生きがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する			●					●		●	●					●	●
4-3	障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる	●		●	●				●		●	●					●	
5-1	ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる		●	●														
5-2	安全・安心な保健・医療体制を確立する	●		●			●					●		●				
6-1	必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる			●	●							●					●	
6-2	こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる	●	●	●								●					●	
6-3	意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む				●						●							
7-1	地域の多様なコミュニティを支え育む				●							●						●
7-2	防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる											●		●				
7-3	多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる	●			●	●			●		●						●	●
8-1	魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる						●			●		●	●					
8-2	ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる				●		●	●				●	●	●	●	●		●
9-1	地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する									●		●						●
9-2	災害に強い安全なまちづくりを進める									●		●		●				●
9-3	多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する	●								●		●	●					
9-4	誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める			●								●						